

# 業務仕様書

## 1 業務の名称

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営及び撤去業務委託

## 2 目的

「災害対策基本法」、「消防組織法」、「和歌山県地域防災計画」および「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき和歌山県内および近畿府県等の防災関係機関、関係団体等が参加のもとに合同で標記訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の連携を深め、広域的な応援体制の充実強化を図るため、訓練に必要な会場設営及び撤去等を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）

## 4 訓練の実施日時

令和5年11月3日（祝・金）9時から4日（土）12時まで

※天候により中止となる場合あり

## 5 設営が必要となる会場

- (1) 海南会場（実働訓練会場・閉会式会場） ※一般観覧者の来場あり  
関西電力株式会社海南火力発電所跡地（海南市船尾260番地301）  
会場図は別添1-1のとおり
- (2) 和歌山会場（実働訓練会場）  
和歌山県消防学校及びその周辺（和歌山市加太2362番18）  
会場図は別添2-1のとおり
- (3) サンヨーホームズ株式会社所有地（宿営訓練会場）（和歌山市梅原580番地）  
会場図は別添3のとおり
- (4) 海草振興局建設部（宿営訓練会場）（和歌山市森小手穂227番地）  
会場図は別添4のとおり
- (5) 近畿大学生物理工学部（宿営訓練会場）（紀の川市西三谷930番地）  
会場図は別添5のとおり

## 6 業務内容

- (1) 業務計画書の提出

受注者は契約締結後 10 日以内に仕様書の内容に従い、業務計画書を事務局に提出し、事務局の承認を受けたうえで業務を遂行しなければならない。

## (2) 責任者等の配置

### ア 業務統括責任者

受注者は当該業務を遂行するにあたり、業務全般を管理する業務統括責任者 1 名を配置すること。

### イ 現場責任者

受注者は訓練当日の会場管理のため、各会場に現場責任者を 1 名配置すること。

## (3) 構築物の設営及び撤去

各会場で実施する以下の訓練に必要となる構築物について、仕様書に従い設置及び撤去を期間内に確実に施工すること。なお、構築物施工の規格・数量については別添 6 のとおりとする。

### ア 会場別訓練の概要

#### (ア) 海南会場

##### ① 中高層建物倒壊救出救助訓練

地震により倒壊した中高層建物において建物内の負傷者を救助する訓練  
訓練詳細「別添 1-2」のとおり

##### ② 木造建物倒壊救出救助訓練

地震により倒壊した木造建物において建物内の負傷者を救助する訓練  
訓練詳細「別添 1-3」のとおり

##### ③ 多数傷病者救出救助訓練

地震により破損した高架橋に取り残された車両から負傷者を救助する訓練  
訓練詳細「別添 1-4、5」のとおり

##### ④ 地下配管内水没救助訓練

地震により浸水した地下の配管部分において配管工事中の作業者を救助する訓練  
訓練詳細「別添 1-6」のとおり

#### (イ) 和歌山会場

##### ① 列車車両埋没救助訓練

土砂崩落が発生し、崩土に巻き込まれた列車車両から負傷者を救助する訓練  
訓練詳細「別添 2-2」のとおり

##### ② 高層ビル(建築中)倒壊救助訓練

地震により倒壊した建築中の高層建築物内から負傷者を救助する訓練  
訓練詳細「別添 2-3」のとおり

##### ③ 建物倒壊救助訓練

住宅群で複数の建物倒壊が発生し、建物内に取り残された住民を救助する訓練

訓練詳細「別添 2-4、5、6」のとおり

イ 設営及び撤去期間

設営及び撤去期間は以下のとおりとする。

(ア)設営 令和5年10月1日(日)から同年10月30日(月)までの間

(イ)撤去 令和5年11月5日(日)から同年11月14日(火)までの間

ウ 完了検査

設営期間内に構築物の施工を完了させ、事務局からの現地検査を受けるものとする。また、会場設営後に実施される総務省消防庁担当者の検査により指摘事項があった場合は修正に応じること。

総務省消防庁検査：令和5年11月2日(木)(予定)

(4) 資材設置及び撤去

会場運営に必要となる資材(仮設トイレ、仮設テント、机、パイプ椅子、敷鉄板、ガラ、音響装置など)及び付随備品を仕様書に従い設置及び撤去を期間内に確実に行うこと。設置にあたっては、別添1-7、別添1-8、別添8「会場別リース資材等一覧」及び各会場図面を参考とすること。

ア 設置及び撤去期間

設営及び撤去期間は以下のとおりとする。ただし、海南会場で実施する閉会式で使用する資材においての設置の時期については、事務局の指示に従うこと。

(ア)設置 令和5年10月31日(火)から同年11月2日(木)までの間

(イ)撤去 令和5年11月5日(日)から同年11月14日(火)までの間

イ テント

(ア)海南会場に履行期限までに設置し、訓練終了後は撤去すること。

(イ)設置するテントの数量及び位置は、別添1-1会場図、別添8「会場別リース資材等一覧」を見込んでいるが、最終的には事務局の指示に従うこと。

・テント横幕については、事務局の指定するテントに設置すること。

ウ 音響装置

(ア)訓練進行および閉会式等を行うため、音響設備(スピーカー4台、マイク2本)を履行期限までに設置し、訓練終了後は撤去すること。

(イ)業務運営にあたっては、事務局と事前に連携して放送等を行うこと。

(ウ)大型車両等を用いた訓練が想定されているため、音響資機材等は相当な騒音が発生する中での放送となることを十分に考慮し、会場全体への効果的な放送ができるような資機材を選定のうえ、設置、放送すること。

(エ)雨天時の対策を講じておくこと。

エ 仮設トイレ

(ア)各会場に履行期限までに設置し、訓練終了後は撤去すること。

(イ)各会場に仮設トイレを適切な場所に配置すること。

- (ウ) 仮設トイレには「男女共用」、「女性」の表示をピクトグラム等用いて行うこと。
- (エ) 仮設トイレ前には、目隠しフェンスを設置し、プライバシーに配慮すること。
- (オ) 仮設トイレにはトイレットペーパーを設置すること。
- (カ) 予備のトイレットペーパーとして、各トイレに概ね2個に加え、各会場には、別途50個程度用意すること。
- (キ) 訓練終了後の汚物処理に要する費用も含むこと。

#### オ 発電機等

海南会場にて、訓練等の運営等に使用する資機材の使用電気量を確認のうえ訓練等の運営に必要な機材を準備する。発電機材等の設置場所は事務局と協議のうえ訓練に支障のない位置に設置すること。

#### (5) 駐車場の区画施工

メイン会場内に来賓者、関係者及び一般観覧者駐車場を設け、石灰にて区画を設けること。

#### (6) 一般観覧者動線の区割り

ア 海南会場において、訓練会場内に設置する一般観覧者動線をロープやコーン等で明示すること。

イ 海南会場内で車両が通行するところには規制線を設ける等、交通事故防止の措置を講ずること。

#### (7) 整地業務

ア 海南会場において、一般観覧者動線、車両駐停車スペース等の整地を行うこと。

イ 海南会場の出入り口や進入道路について、車両の運行に支障のないよう段差の勾配を整えること。

ウ 大型の訓練車両（おおむね20トンを想定）の通行に支障がないよう、施工すること。

#### (8) 看板の設置

ア 海南会場にて会場内看板を作成し、設置及び撤去を行うこと。

イ 看板の大きさは幅900mm×高さ1800mmとし、A字型の自立看板を前提とする。

ウ 看板レイアウト及び数量は以下デザイン及び数量を参考とすること。

(レイアウト)



(数量等)

設置形式	印字面	枚数
自立	両面	4枚
自立	片面	5枚

(9) 警備員の配置

海南会場にて、訓練当日の車両誘導等のため警備員を配置すること。警備員の配置は別添1-1会場図を参考とすること。

(10) 当日の現場対応

当日は、構築物及び資材の現場監督、不具合への対応等に迅速に対応できるよう、訓練会場には必ず現場責任者を常駐させ、必要な人員を配置すること。

(11) 施工にあたっての留意事項

ア 資機材の搬出入

資機材の会場搬出入経路は、事務局が指定する出入口からのみ行うこと。会場準備期間中に、関係者が不在となる休日や夜間は、会場内関係者以外が立ち入れないよう措置を講ずること。会場設営及び撤去作業にあたっては必要に応じて、警備員を配置するなど交通事故防止に努めること。

#### イ 各種申請

設置及び撤去にあたっては、建築基準法第85条第6項に基づく仮設建築物許可申請等、看板設置等に必要となる道路占用、使用許可等の申請などの各種申請の必要が生じた場合は、事務局と協議のうえ代理申請及び技術的な支援を行うこと。

#### ウ 安全管理等

(ア) 構築物にかかる安全管理にあたっては、一級建築士による構造物安全検証を実施し、事務局の承認を得ること。

(イ) 構築物及び資材の安全管理には十分留意し、事故発生の絶無を期すこととし、万一事故が発生した場合は受託者の責において処理することとし、事務局は一切の責めを負わないものとする。

(ウ) イベント傷害保険に加入すること。

#### エ 原状回復

撤去にあたっては事務局の指示に従い、発生した木材切れ、ネジ、釘等が残置されることがないように原状回復を徹底すること。

#### オ 施工に必要となる付随業務

会場設営及び撤去に際し、本委託内容に定めのない設営上当然必要とされる付随業務については、事務局と協議のうえ、本委託内容に含むものとする。

#### (12) 業務完了報告書の提出

業務完了後は、作業写真（作業前、作業中、作業後）を添付した業務完了報告書を11月30日までに事務局に提出すること。

提出物： 業務完了報告書 1部、 電子データ 1組